

JGAP 審査員等の資格継続要件の補足

JGAP 上級審査員、審査員、審査員補（以下、「審査員等」という）が、その資格継続時に、総合規則に規定されている継続要件を満たさない場合、下記 1 および 2 により対応するものとします。

継続申請をしない、または継続要件を満たせずに審査員等の有効期限が切れた場合、その資格は失効します。ただし、審査員等の資格が失効した場合、下記 3 および 4 に基づき再登録できるものとします。

記

1. 日本 GAP 協会（以下、「協会」という）の指定する研修に不参加の場合
審査員等は指定期日までに、協会が指定するレポートを提出しなければならない。
2. 審査実績が不足している場合
次の(1)および(2)を満たさなければならない。
 - (1) 審査員等は、契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも 1 件以上受け、審査員等としての力量を認められること。
 - (2) 審査員等は、認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。
3. 再登録の要件
 - (1) 上級審査員
再登録申請者は次の①から④の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。
 - ① 団体認証研修(内部監査員研修) 合格
 - ② 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
 - ③ 少なくとも 1 件以上の農場審査および団体事務局審査の立会評価を受け、認証機関が上級審査員としての力量を認めること。
注)立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者（再登録申請者）は、当該審査の責任者になることはできない。
 - ④ 上記①から③を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

(2) 審査員

再登録申請者は次の①から③の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- ① 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- ② 少なくとも 1 件以上の農場審査立会評価を受け、認証機関が審査員としての力量を認めること

注)立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者（再登録申請者）は、当該審査の責任者になることはできない。

- ③ 上記①および②を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

(3) 審査員補

再登録申請者は次の①および②を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- ① 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- ② 上記①を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

4. 再登録時の注意点

- (1) 審査員等の有効期限は、再登録日から 1 年とする。
- (2) 再登録時の審査員等番号は、資格失効前の番号を使用する。

5. 適用日

上記、1 から 4 の適用日は、2019 年 12 月 10 日からとする。

以上